

当社の保有個人データの開示等の請求等に関して

当社では保有個人データの本人又は代理人による、「利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止及び第三者への提供に関する記録の開示等」に対応致します。

以下項番1の窓口までご連絡ください。

1. 「開示等の請求」の申出先及び保有個人データに関する問い合わせ先
保有個人データ相談窓口担当：個人情報保護管理者 山口哲生
連絡先：電話 06-6361-1620 F A X 06-6361-1621

2. 開示等の請求」の請求手続

「開示等の請求」の請求書類及び手続は以下になります。

当社所定の請求書(ご連絡後、当社より送付致します)に必要な事項を全てご記入の上、以下請求書と本人確認のための書類を同封してください。

- (1) 当社所定請求書(開示等請求書)
- (2) 本人確認書類(以下のうち1通)

- ①運転免許証
- ②パスポート
- ③健康保険証

本人又は代理人を証明する書類は、当社が入手してから6か月以内に責任を持って廃棄いたします。

3. 代理人による「開示等の請求」について

当社所定の請求書に加え、以下の書類を同封してください。

- (1) 法定代理人の場合
 - ①本人の扶養家族が記入された保険証写し及び以下のいずれか1通
 - ・未成年者/住民票(本籍地なし)
 - ・成年被後見人/後見人登記事項証明書(住所地)
 - ②法定代理人の運転免許証、パスポート、健康保険証のコピーいずれか1通
- (2) 任意代理人の場合
 - ①本人から任意代理人宛への自筆・実印押印による委任状1通
 - ②本人の印鑑証明書(3ヶ月以内取得のもの)
 - ③任意代理人の運転免許証、パスポートなどの公的書類のコピーいずれか1通

4. 開示等の手数料及び徴収方法

「開示等請求書」で郵送での開示を希望された場合又は、「開示等請求書」の指定された開示等の方法を行うことが困難な場合は、以下の手数を徴収いたします。

1回の請求(1. 開示等請求書)ごとに840円分の郵便切手(84円×10枚)を請求書類に同封し、簡易書留郵便にて郵送してください。

手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合、指定された開示等の方法を行うことが困難な場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示の求めがなかったものとして対応させていただきます。

尚、訂正、利用停止、第三者への提供の停止については無料となっております。

5. 「開示等の請求」への回答について

開示等の求めについての、ご回答は、以下の方法により遅滞なくご連絡いたします。

(1) 開示等対応可能な場合

①保有個人データの利用目的の通知、開示、第三者への提供に関する記録の求めの
場合は、原則本人又は代理人が「開示等請求書」にて指定した方法により対応いたします。

ただし、指定された開示等の方法を行うことが困難な場合は、書面の郵送にて対応
いたします。

②保有個人データの訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止の
場合は、対応した旨、電話又はメールにてご連絡いたします。

(2) 開示等対応不可能な場合

上記①②に関わらず、電話又はメールにてご連絡いたします。

6. その他

開示等請求書に、ご記入いただいた本人又は代理人の連絡先(住所・TEL・メールアドレス等)に、ご指定の方法(郵便の場合は、簡易書留郵便)で、ご回答申し上げます。

ご回答までに、社内での調査等に要する期間を含め2週間のお時間を頂戴致します。

なお、2週間を越える場合には別途その旨ご連絡させていただきます。

7) 「開示等の請求」に関して取得した保有個人データの利用目的

開示等の求めにともない取得した保有個人データは、開示等の求めに必要な範囲のみ
で取り扱います。提出いただいた書類は開示等の求めに対する回答が終了した後、1年
間保存し、その後適切に廃棄させていただきます。

8) 「開示等の請求」の非開示事由について

次に定める場合は非開示とさせていただきます。非開示を決定した場合は、その旨、
理由を付記して通知いたします。また非開示の場合についても所定の手数料の返金は致
しません。

- ① 所定の請求書類に不備があった場合
- ② 請求書に記載の住所・本人確認のための書類に記載の住所・当社での登録住所が
一致しないなどで本人が確認できない場合
- ③ 代理人による請求に際して、代理権が確認できない場合
- ④ 開示等の求めの対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ⑤ 本人または第三者の生命、身体、その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ⑥ 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑦ 他の法令に違反することとなる場合